

**建築物省エネ法において、ドライエリア等上部を雨仕舞等により閉鎖空間とした場合の
建築物省エネ法における外皮取り扱いについて**

平成 29 年春期部会

ドライエリア等の上部を雨仕舞等により、雨の侵入はないが空気は流通する場合、雨仕舞いしてある閉鎖空間であっても、ドライエリア等の外壁が外気に接する場合は外皮として取り扱う。

また、壁等を介した室内空間と外部の温度差が常に5℃を超えれば、雨仕舞いの仕様に関わらず外皮として扱うことができる。